

佐賀県地域公共交通計画改正の概要

1 「佐賀県施策方針 2023」の策定に伴う上位計画の更新

本計画の策定時（R4.3月）に上位計画と位置付けた「佐賀県総合計画 2019」が令和4年度で計画期間が終了し、令和5年8月に次期計画となる「佐賀県施策方針 2023」が策定されたことに伴い、本計画における上位計画を同方針に更新する。

P1「はじめに 佐賀県が目指す地域公共交通の将来像」、P4「計画の位置づけ」

※上記のほか、「計画の目標（P14～）」の各目標（指標）の注釈を削除

【佐賀県施策方針 2023 概要】

◎基本理念「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」

◎未来の姿「(交わろう!) 動き出す 人とモノをつなぐネットワーク」

… 鉄道やコミュニティバス等の公共交通が地域の移動手段として維持されており、住民や国内外からの観光客の交流が盛んになっている。

◎重点プロジェクト

「歩くライフスタイル」… 過度なマイカー依存から、「歩く」あるいは「公共交通利用」を積極的に取り入れたライフスタイルへの転換を推進します。

「交流拠点“さが”」… 訪れる人が心地よく感じるまちづくり・地域づくりを進めることで、人・モノの交流を促進し、地域の活力向上につなげます。

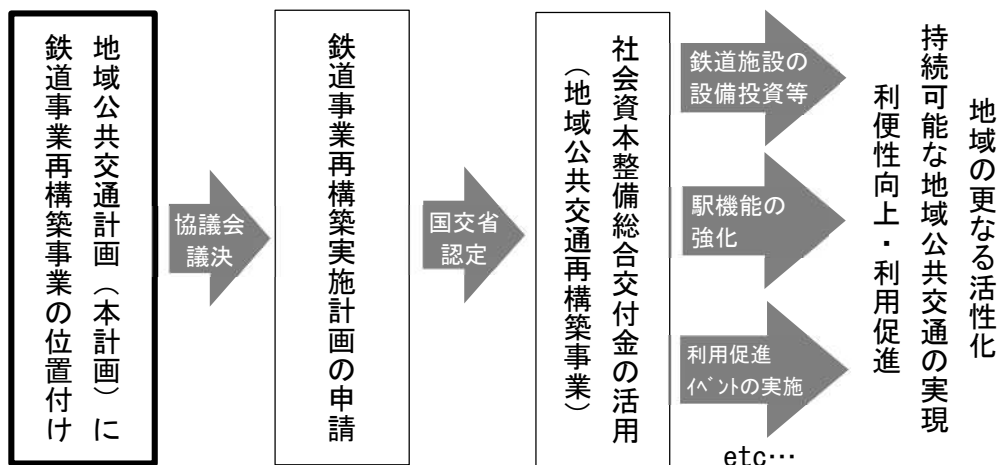
2 「第4章 目標達成に向けた具体的な施策・事業」に上下分離方式の導入を追加（新規）

令和5年10月1日に改正地域交通法が施行され、本計画に鉄道事業再構築事業に関する事項を位置付けることで、社会資本整備総合交付金の活用が可能となった。

令和4年9月23日の西九州新幹線開業に伴い、上下分離方式に移行した長崎本線の江北一諫早間では、鉄道施設の維持管理を佐賀・長崎両県が設立した（一社）佐賀・長崎鉄道管理センターが行い（費用は全て両県が負担）、沿線市町やJR九州等とも連携して利便性向上や利用促進に取り組んでいる。

今後は、社会資本整備総合交付金を活用しながらこの区間の更なる利便性の向上等に取り組むため、本計画に鉄道事業再構築事業に関する事項を位置付ける。

今回の改正



P34 施策パッケージ 4-4) : 持続可能な公共交通サービスの提供体制の強化 (新規追加施策)

施策パッケージ4-4): 持続可能な公共交通サービスの提供体制の強化

県民の暮らしや地域の活性化等に不可欠な公共交通サービスを持続的に提供していくため、事業形態や事業主体の変更(事業の譲渡・譲受、法人の合併・分割、上下分離等)など体制強化に向けた検討や取組を進めていきます。

施策4-4)-①: 上下分離方式の導入

公共交通サービスとして不可欠な鉄道を維持するため、行政が現にサービスを提供している鉄道事業者によって鉄道施設等の保有を行う(一部)上下分離方式や、鉄道施設等の保有に係る経費相当分を行政が負担するみなし上下分離方式を導入します。
併せて、他の施策とも連携しながら、上下分離区間の利便性向上等に向けた取組を進めます。

★: 事業の主體的役割を担う者

事業4-4)-①- i : JR 長崎本線(江北-諫早間)への上下分離方式の導入

新規

JR 長崎本線の江北-諫早間については、西九州新幹線の開業に合わせて上下分離方式を導入し、鉄道事業の再構築を行うことで、鉄道を維持し、利便性の向上等を図ります。

- 関連施策 「施策1-3)-①: 全国共通交通系 IC カード導入の拡大」
「施策1-4)-③: 主要な交通結節点の機能充実」
「施策3-2)-②: 利用促進イベントの実施」
「施策3-2)-③: 観光情報や沿線情報の発信」 等

対象地域ブロック: 杵藤

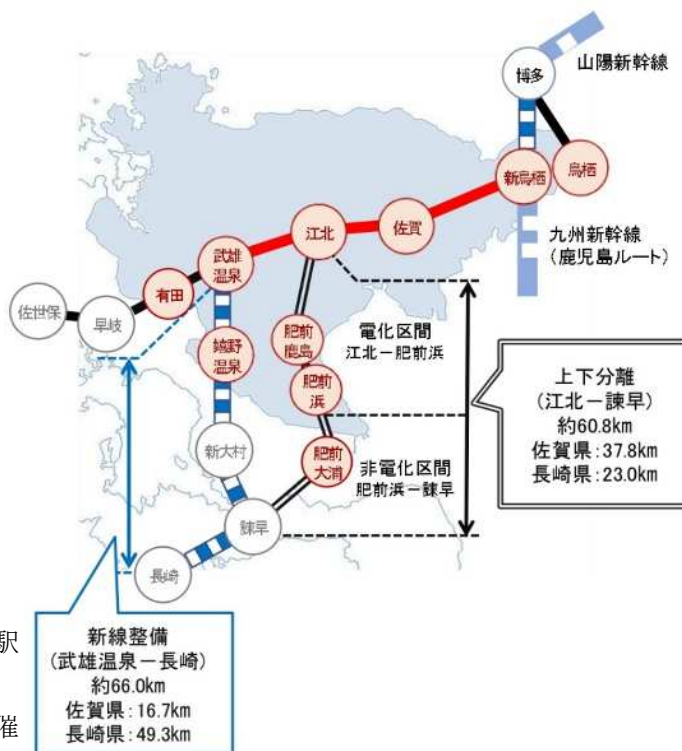
実施主体: ★県、★市町、★鉄道事業者

実施時期: 令和4年度~令和 27 年度*

※本計画の期間は令和4年度~令和8年度だが、当該区間の上下分離方式による鉄道の維持は、佐賀県・長崎県・JR 九州の三者による合意事項により西九州新幹線開業後 23 年間となっているため、令和 27 年度までとしている。

(参考) 長崎本線上下分離区間 (江北-諫早間) について

- ◇第2種鉄道事業者: JR九州
- ◇第3種鉄道事業者:
(一社) 佐賀・長崎鉄道管理センター
- ◇上下分離方式による運行は 23 年間
- ◇鉄道施設の維持管理経費は両県が負担
(年間約 10 億円)
- ◇沿線市町や JR 九州等と連携して、利便性向上等の取組を実施
 - <利便性向上の主な取組>
 - ・多良駅西側に新たな改札口設置
 - ・駅トイレの多目的水洗化
 - ・高校生の利用が多い駅に Wi-Fi 設置 等
 - <利用促進の主な取組>
 - ・県南西部広域交流拠点としての肥前鹿島駅周辺整備
 - ・駅を活用した沿線の魅力発信フェスの開催
 - ・観光列車のおもてなし 等



3 その他所要の改正

- ・ 地域交通法の改正に伴うもの
- ・ 「肥前山口駅」から「江北駅」への名称変更に伴うもの ほか